

○むつ市子ども・子育て会議条例

平成25年 9 月24日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する環境を整備するため、むつ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法に規定する事務に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員17人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 委員は、非常勤の特別職とする。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委

員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)